

<<<新旧対照表>>>

○多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱（平成21年12月21日教育委員会告示第29号）の一部を改正する告示新旧対照表

新	旧
<p align="center">○<u>多治見市食育推進委員会設置要綱</u></p> <p align="center">平成21年12月21日教育委員会告示第29号 (趣旨)</p> <p>第1条 <u>本市の幼稚園、小学校及び中学校において給食を通じた食育を推進するとともに、食物アレルギーのある園児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し</u> _____ _____実施する給食の対応を検討するため、<u>食育推進委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、 _____ 児童等に実施する給食に関し、次に掲げる事項を <u>所掌する</u> _____。</p> <p>(1) <u>食育に関し必要な事項の調査研究</u></p> <p>(2) <u>食物アレルギー対応の方針</u></p> <p>(3) その他委員会が必要と認める事項 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>10人</u>以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学校給食関係者 <u>6人</u></p> <p>(2) 医師 1人</p> <p>(3) 保護者 2人</p> <p>(4) 保育園給食関係者 1人 (委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会は、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。 (任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、現に委嘱又は任命している委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会は、教育長が招集する。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となり、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、</p>	<p align="center">○<u>多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会設置要綱</u></p> <p align="center">平成21年12月21日教育委員会告示第29号 (趣旨)</p> <p>第1条 _____ 食物アレルギーのある園児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）に対し、<u>本市の幼稚園、小学校、中学校で</u>実施する給食の対応を検討するため、<u>学校給食アレルギー対応検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、<u>食物アレルギーのある</u>児童等に実施する給食に関し、次に掲げる事項を <u>検討するものとする</u> _____。</p> <p>(1) <u>学校給食全般におけるアレルギー対応の方針</u></p> <p>(2) <u>給食メニュー及びアレルギー対応給食の配食等の対応</u></p> <p>(3) その他委員会が必要と認める事項 (組織)</p> <p>第3条 委員会は、<u>11人</u>以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。</p> <p>(1) 学校給食関係者 <u>7人</u></p> <p>(2) 医師 1人</p> <p>(3) 保護者 2人</p> <p>(4) 保育園給食関係者 1人 (委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会は、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。 (任期)</p> <p>第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、現に委嘱又は任命している委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会は、教育長が招集する。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となり、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、</p>

新		旧	
その意見を聴くことができる。 (庶務)		その意見を聴くことができる。 (庶務)	
第7条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会事務局食育推進課</u> において処理する。 (その他)		第7条 委員会の庶務は、 <u>教育委員会教育総務課</u> において処理する。 (その他)	
第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則 この告示は、平成22年3月1日から施行する。		第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則 この告示は、平成22年3月1日から施行する。	
摘要	改正理由		